

## 愛媛県・市町社会福祉協議会における災害時支援協定

### (目的)

第1条 この協定は、災害が発生し、被災地の社会福祉協議会（以下「社協」という。）が単独では十分な救援活動が実施できないと認められる場合、愛媛県内の市町社協及び愛媛県社協が協力し、相互支援の精神に基づき、救援活動を円滑に実施するために必要な事項を定める。

### (災害の種類及び規模)

第2条 この協定が想定する災害の種類及び規模は、原則として災害対策基本法で定義されている地震、津波、風水害等で、災害救助法が適用され、住民生活に甚大な支障が生じ、被災地社協より支援要請のあった大規模災害とする。

### (支援手続き)

第3条 被災地社協からの支援要請、または県社協が被災地社協の支援を必要と判断した場合は、市町社協に対し、協力を要請する。

2 被災地社協は、支援要請に際し、必要な次の事項を速やかに連絡するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 支援の内容、支援場所への経路及び支援の期間
- (3) 支援活動に必要な物資の品名・数量等
- (4) 社協職員の派遣人員
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 市町社協は、県社協から被災地社協に対する支援要請があった場合は、協定に基づき必要な支援を行うものとする。

4 愛媛県外の社協から支援要請があった場合も、前各項に掲げる手続きを経て支援を行うものとする。

### (支援内容)

第4条 相互支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 社協職員の派遣

社協職員は、社協活動の専門性が発揮できる次の業務に従事する。

- ア 被災地支援のボランティアコーディネート
- イ 要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供
- ウ 生活福祉資金特別貸付業務の実施
- エ その他救援活動に必要な事項

- (2) ボランティアによる救援活動の支援調整
- (3) 社会福祉施設に対する救援活動の支援調整
- (4) 救援活動に必要な物資の提供及び斡旋

### (連絡窓口)

第5条 市町社協は、予めこの協定に関する担当部署を定め、必要事項を県社協に提出するものとする。

2 県社協は、災害時の緊急連絡網を整備しておくものとする。

3 県社協及び市町社協は、災害が発生した時は、速やかに必要な連絡をするものとする。

### (経費)

第6条 救援活動に係る社協職員の派遣に要する経費は、支援した社協の負担とする。

**(勤務の取扱い)**

第7条 派遣された社協職員の勤務は、支援した社協における勤務と同様の扱いとする。

**(その他)**

第8条 この協定に定めのない事項及び実施細目は、県社協と市町社協が協議をして定めるものとする。

附則

この協定は、平成17年11月29日から効力を生じるものとする。

上記のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成17年11月29日

## 愛媛県・市町社会福祉協議会における災害時支援協定 実施細目

### (目的)

第1条 この実施細目は、「愛媛県・市町社会福祉協議会における災害時支援協定」(以下「協定」という。)第8条に基づき、協定の実施に必要な細目を定める。

### (連絡窓口等)

第2条 市町社協は、協定第5条に定める連絡窓口を別紙1により、毎年4月15日までに、県社協に提出する。

2 県社協は、必要に応じて市町社協担当者会議を開催する。

### (活動拠点)

第3条 被災地社協は、災害発生後、迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターを設置するよう努める。

2 災害ボランティアセンターの設置に際しては、行政及び関係機関等と連携し活動の拠点を定める。

### (支援内容)

第4条 協定第4条に定める支援の社協職員等の派遣の際には、名札等により、その身分を明らかにする。

2 支援職員等は、災害の状況に応じ、必要な機材等を携行する。

### (経費の負担等)

第5条 協定第6条に定める社協職員の派遣旅費、食糧費、救援活動で使用する機材等の経費は、原則として支援した社協が負担する。

### (県外からの支援)

第6条 県社協は、県外からの支援が必要と判断した場合は、被災地社協と協議のうえ、全社協及び四国ブロック幹事県社協に職員の派遣等を要請する。

### (その他)

第7条 この実施細目に定めのない事項は、県社協と市町社協が協議をして定める。

### 附則

1 この実施細目は、協定の発効する日から適用する。